

平成23年(2011年)8月9日



# 埼玉県報

第 2 3 1 1 号  
平成 2 3 年 8 月 9 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [飛行時間型ガスクロマトグラフ質量分析計に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [第40回採石業務管理者試験\(自然環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第九百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くればす

三 代表者の氏名

小川 礼子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市金山町一番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいの有無に関わらず、あたりまえの生活が保障され、共に生きる社会を目指す為、この地区の障がい者に対し就労・生活・余暇に関する支援事業を行い、ノーマライゼーションの推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年八月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ライフネット
- 三 代表者の氏名  
奈良 康教
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県朝霞市幸町三丁目六番二十七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や障害者に対し、生活支援を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年八月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハーモニー
- 三 代表者の氏名  
坂本 眞理子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鴻巣市北新宿千百三十番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障がいを持つ人の生活自立支援のために、全般的な生活面での援助を行い、障がい者福祉に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百五十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

飛行時間型ガスクロマトグラフ質量分析計 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成24年2月29日(水)

### (4) 納入場所

埼玉県環境部環境科学国際センター

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁総務部地下会議室 平成23年9月29日（木）午前10時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限  
埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成23年9月28日（水）  
午後5時  
なお、書留郵便によること。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年9月9日（金）午後4時30分までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

## 要

### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 手続における交渉の有無

無

### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年8月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

### (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### (11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

## 5 Summary

### (1) Name and quantity of the products to be purchased:

1 Gas Chromatograph Time-of-Flight Mass Spectrometer

### (2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., September 28, 2011.

In person: 10:00 a.m., September 29, 2011

### (3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,

Tel. 048-830-5780



## 告 示

埼玉県告示第九百五十六号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 試験期日

平成二十三年十月十四日（金）午前十時から十二時まで

### 二 試験場所

さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館7A会議室

### 三 受験手続

#### イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十三年九月一日（木）から配布する。

#### ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

### 八 受付期間

平成二十三年九月一日（木）から九月十五日（木）まで（期間内消印有効）

### 四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇 九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部自然環境課

### 五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

### 六 試験科目

#### イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む）

ロ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

# 告 示

埼玉県告示第九百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズホーム寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番地一外

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年三月二十六日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

四千八百八十八平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二五五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二三立法メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十三年七月二十五日

二 縦覧期間

平成二十三年八月九日から平成二十三年十二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年八月九日から平成二十三年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト戸田店

埼玉県戸田市大字新曽字稻荷千二百一番地外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 有限会社荘建物 代表取締役 荘熊一

（変更後） 有限会社荘建物 代表取締役 荘一之

## 八 変更年月日

平成二十二年三月八日

## 二 届出年月日

平成二十三年八月一日

## 二 縦覧期間

平成二十三年八月九日から平成二十三年十二月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年八月九日から平成二十三年十二月九日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提

間及び提 出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

|  |                 |  |  |  |  |  |  |         |
|--|-----------------|--|--|--|--|--|--|---------|
| 一  | 番号              |  |  |  |  |  |  |         |
| 東松山  | 都市計画<br>区域名     |  |  |  |  |  |  |         |
| 東松山市<br>吉見町<br>嵐山町<br>滑川町  | 市町村名            |  |  |  |  |  |  |         |
| 「都市計画区<br>域の整備、開<br>発及び保全の<br>方針」<br>「区域区分」<br>「用途地域」  | 都市計画の<br>種類及び名称 |  |  |  |  |  |  |         |
| 平成二十三年<br>九月八日午後<br>二時から   | 期日及び時間          |  |  |  |  |  |  | 公聴会     |
| 東松山市総合<br>会館（埼玉県<br>東松山市松葉<br>町一、二、<br>三）  | 場<br>所          |  |  |  |  |  |  |         |
| 平成二十三年<br>八月九日から<br>平成二十三年<br>八月二十四日<br>まで   | 提出期間            |  |  |  |  |  |  | 公述申出書   |
| 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、東松山市<br>都市整備部都<br>市計画課、吉<br>見町まち整備<br>課、滑川町建<br>設課、嵐山町<br>まちづくり整<br>備課                       | 提<br>出<br>先     |  |  |  |  |  |  |         |
| 平成二十三年<br>八月九日から<br>平成二十三年<br>八月二十三日<br>まで   | 閲覧期間            |  |  |  |  |  |  | 都市計画の構想 |
| 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県東<br>松山県土整備<br>事務所、東松<br>山市都市整備<br>部都市計画<br>課、吉見町ま<br>ち整備課、滑<br>川町建設課、<br>嵐山町まちづ<br>くり整備課 | 閲覧場所            |  |  |  |  |  |  |         |

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

# 告 示

埼玉県告示第九百六十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

川口金山町12番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十六年九月末日

三 施行地区

埼玉県川口市金山町百六十六番一号ほか

四 事務所の所在地

埼玉県川口市栄町三丁目十四番十四号

五 施行認可の年月日

平成二十二年十月十二日

六 変更の内容

参加組合員に関する事項、費用の分担に関する事項、設計の概要及び資金計画

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年八月九日



## 告 示

埼玉県告示第九百六十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十三年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十三年七月二十日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

神山建築設計事務所

埼玉県ふじみ野市福岡中央一 一 二十中央田中ビル三〇一

三 処分対象事務所の開設者の氏名

神山 憲二

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（六）第一六〇二号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒の処分を受けたため

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

### 一 許可番号

平成二十三年一月二十一日

指令越建セ第二二〇〇五九〇号

### 二 検査済証番号

平成二十三年八月四日

越建セ第一七二一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千百七十六番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目三番十七号ソレアード・K一〇二

梶山 直毅

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

### 一 許可番号

平成二十三年七月二十七日

指令越建セ第二三〇〇〇一二号

### 二 検査済証番号

平成二十三年八月四日

越建セ第一七七―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九百三十一番一外三筆

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市久喜三丁目三番五号

有限会社 東ハウジング 代表取締役 吉野 武